

平成24年6月15日

事業者の皆様へ

木更津市環境部廃棄物対策課

刈り草及びせん定枝（事業系）の受入停止について（お願い）

先に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散が原因で、本市廃棄物の中間処理に伴い排出される焼却灰（溶融飛灰）から放射性物質が検出されているところですが、3月以降、焼却灰の最終処分先が確保できていない状況が続いており、焼却施設内における仮置き保管を余儀なくされています。

現在、焼却灰の放射性物質量の低減及び最終処分先の確保に努めているところですが、このままでは最終処分場確保の見込みが立たないことから、**当分の間、刈り草及びせん定枝のうち事業系ごみに該当するものの受入れを停止させていただくことといたしました。**

事業者の皆様には、大変ご不便をおかけすることになりますが、引き続き焼却灰の放射性物質量の低減及び最終処分場の確保に向け努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○ 受入停止の対象：刈り草及びせん定枝のうち事業系ごみに該当するもの

- ・ 事業者が排出したもの、事業者が委託を受けて処理・運搬したもの等が該当します。
- ・ 事業者とは、事務所、商店、飲食店・工場・ホテルなど営利を目的として事業を営むものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校、自治会なども含まれます。

※ 家庭系ごみに当たるもの（市民自ら草刈り・せん定を行い、自ら排出されるもの）で、ごみステーションに出されたもの及びクリーンセンターに直接持ち込まれたものは、引き続き収集・受入れを行います。

【お問合せ先】

木更津市環境部廃棄物対策課 担当者：安田・篠田

木更津市潮浜3-1 木更津市クリーンセンター内

電話 0438(36)1133